

「(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する浜田市長意見について

本事業は、アジア風力発電株式会社が、島根県益田市匹見町道川地区において、最大で総出力約 60,000kW、基数にして最大 15 基程度の風力発電所を設置するものである。

本事業は、現時点では、系統連携への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、地球温暖化対策としての再生可能エネルギー普及の観点からは望ましいものである。

しかしながら、再生可能エネルギー施策を推進していく上においては、本事業に対する住民理解と合意が必須であることを前提とし、以下、意見を述べる。

1 総論

本方法書では風力発電機の設置予定位置が示され、配慮書段階に続き、事業実施想定区域の周辺には住居の存在はないものの、風力発電設備等の設置位置によっては、騒音等、水環境、生態系、景観、既設及び現在計画中の風車との累積的な影響等について、環境への影響が依然として懸念される。

準備書以降では、より具体的な風車の配置や近年頻発する台風、豪雨等についても、最新の知見に基づき、調査・予測等を行うこと。また、本事業計画を進めるに当たっては、地域住民等に対して、積極的な情報提供や話し合いを通じて合意形成に努めるとともに、以下の措置を適切に講じていただきたい。

2 各論

(1) 騒音、振動及び低周波音等について

風力発電機の設置予定位置から市内で最も近い住居まで、直線距離にして 4.5km 程度あるが、工事中及び供用時における騒音や振動、低周波音による住居への影響については、最新の科学的知見及び先行事例の知見を反映し調査すること。

なお、調査、予測及び評価にあたっては、地形や既設及び計画中の風力発電所による累積的な影響を考慮し、適切に実施すること。

(2) 水生生物、水環境について

二級河川の周布川及び三隅川などでは、絶滅危惧種であるゴギを始め、多くの希少な水生生物等が生息・育成している。また、第 5 種共同漁業権を有する周布川漁協や三隅川漁協がアユやヤマメなどの稚魚の放流を実施している。

過去においては、現在稼働中の風力発電設備の建設工事の際、豪雨により取り付け道路が崩壊し砂泥や礫等が周布川に流入したことに伴い、それらの育成に大きな影響が生じた経緯がある。このため、特に豪雨時等工事に伴う環境への影響について、過去の気象データや近年多発する集中豪雨のデータ及び専門家等の助言を踏まえた調査、検討を行うこと。

(3) 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域である益田市匹見町に隣接する浜田市金城町及び弥栄町では、自然植生及び保安林等の重要な自然環境が存在しており、当該区域での地形改変による動物、植物及び生態系への影響については、専門家等からの助言を踏まえ、適正に調査すること。とりわけ、鳥類に関する調査については、希少猛禽類や渡り鳥等の調査に加えクマやイノシシなどの活動域についても調査対象として検討すること。

(4) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域からの主要な眺望点として、弥畝山が存在している。標高の高い位置に配置される風力発電設備では、景観への影響も広範囲となることが考えられる。このため、調査に当たっては、眺望点に限らず住居など地域住民の生活圏も調査対象とすること。

また、風力発電設備の色彩については、環境融和塗装にするなど景観を損なわない方法を検討すること。

(5) 累積的な影響について

本市においては、風力発電設備 29 基が設置され稼働中である。また、現在も 2 事業者により 3,400kW 級から 4,500kW 級の風車を最大 29 基程度設置する事業計画が進められている。このため、本事業との累積的な環境影響が想定されるものについては、本事業との累積的な環境影響評価について、予測及び評価を実施すること。

(6) その他について

準備書において、風力発電設備の耐用年数経過後の対応を具体的に記載すること。

以上